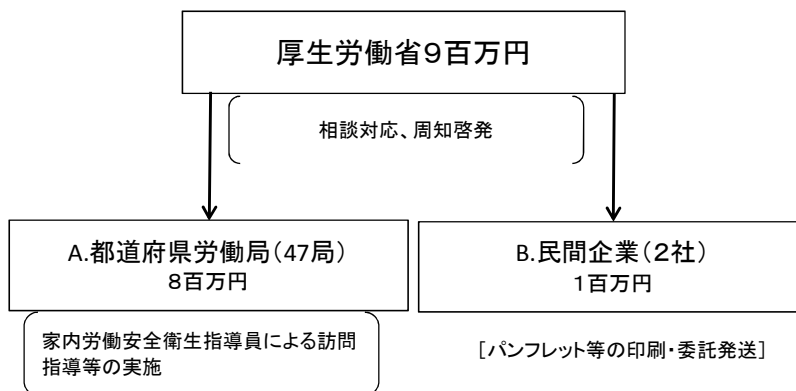


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	家内労働安全衛生管理費			担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里明弘	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	・家内労働法第25条 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	家内労働安全衛生指導員規程(平成13年1月6日 厚生労働省訓第45号)家内労働者の安全衛生対策事業の実施について(平成20年3月21日付け雇児発第0321005号)			
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防							
事業概要(5行程度以内。別添可)	・家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	18	14	14	14	14	
	執行額	9	8	9				
	執行率(%)	50%	57%	64%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合85%以上	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合	成果実績	%	93.8	96.3	95.2	
			目標値	%	85	85	85	85
			達成度	%	110.4%	113.3%	112%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数	活動実績	人	869	911	983		
		当初見込み	人	880	800	800	800	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	執行額(円)(X)/家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数(人)(Y)		単位当たりコスト	円/人	10,046	8,687	8,673	16,895
			計算式	X/Y	8,730,000/869	7,914,000/911	8,526,000/983	13,516,000/800
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	6	6					
	職員旅費	1	1					
	委員等旅費	2	2					
	印刷製本費	2	2					
	通信運搬費	2	2					
	賃金等	1	1					
	計	14	14					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	事業目的である家内労働者の安全衛生確保等について、家内労働安全衛生指導員の活動を通じた家内労働法に定める規定の履行確保により図るものであることから、国民や社会のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、委託者及び家内労働者に法令の遵守を求めることを内容としており、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	家内労働者の安全衛生に関する措置義務については、家内労働法に定められており、その履行確保のためには、家内労働安全衛生指導員が、委託者及び家内労働者に対し、きめ細やかな指導を行うことが必要かつ適切であり、家内労働者の安全の確保等に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	パンフレットの印刷・発送は少額随契により調達している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主及び特別加入対象者から徴収した労災保険料を財源とし、特別加入対象者である家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うものであり、妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	家内労働安全衛生指導員の活動実績等に関する都道府県労働局からの報告及び支出額を踏まえコストの削減を図った。また、家内労働安全衛生指導員等が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うための活動経費としている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、家内労働安全衛生指導員等が、委託者及び家内労働者を直接訪問し、必要な指導を行うための指導員謝金、旅費等の活動経費であり、必要最低限のものとなっている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	家内労働安全衛生指導員が委託者及び家内労働者を訪問する際、官用車等の活用により、支出を抑えることができたこと等による。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果目標に見合った実績となっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について、家内労働安全衛生指導員による面接指導により実施しており、成果目標を上回っているため、実効性は高い。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関するパンフレットは、都道府県労働局において委託者及び家内労働者に配付され、活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	危険有害業務に従事する家内労働者における災害等の発生の予防対策に必要な情報を得るため、家内労働者等の実態把握に関する調査等を行う家内労働者安全衛生確保事業と異なり、本事業は危険有害業務に従事する個々の家内労働者における災害等の発生の予防に資する事業として、家内労働者等への訪問指導を行う家内労働安全衛生指導員等に係る経費である。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	423	家内労働者安全衛生確保事業		
点検・改善結果	点検結果	ここ数年、成果実績・活動実績ともに目標を上回っており、効果的に事業を運営できている。			
	改善の方向性	引き続き効果的な事業運営を行うとともに、適切な予算執行に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善の	点検結果は妥当であるが、ここ数年の執行率が低調であることから、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	平成26年8月25日付け「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布に伴い改正された家内労働法施行規則が平成26年11月1日より施行されたところである。このため、当該施行規則の改正内容の周知徹底を図るとともに、危険有害業務に従事する家内労働者の半数以上が、危険を防止するための措置を講じていない状況にある中で、より一層家内労働者及び委託者に対するきめ細やかな指導等を行う必要があることから、前年度と同規模で予算要求することとしている。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	652	平成23年度	590	平成24年度	527
平成25年度	342	平成26年度	353		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.愛知労働局			E.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	家内労働安全衛生指導員活動謝金	0.5			
	委員等旅費	家内労働安全衛生指導員活動旅費	0.2			
	庁費	家内労働安全衛生指導員活動経費	0.1			
	計		0.8	計		0
B.株式会社大和プリント			F.			
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)	
印刷製本費	パンフレット等の印刷	0.6				
計		0.6	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.8	-	-
2	東京労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.6	-	-
3	北海道労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.5	-	-
4	大阪労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.5	-	-
5	山梨労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.5	-	-
6	茨城労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
7	新潟労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
8	京都労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
9	福井労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.3	-	-
10	福岡労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.3	-	-

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社大和プリント	パンフレット等の印刷	0.6	随意契約	-
2	株式会社内山回漕店	パンフレット等の委託発送	0	随意契約	-
3					
4					
5					